

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件 四〇四
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四〇四
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四〇四
- 新たな土地改良事業を行うことを認可した件 四〇五
- 道路の区域を変更する件二件 四〇五
- 福島県公安委員会 四〇六
- 風俗環境浄化協会の指定を受けた法人の事務所の所在地の変更の届出があった件 四〇六
- 自転車の防犯登録を行う者の住所の変更の届出があった件 四〇六

告 示

福島県告示第五百七十号
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年七月六日

- 一 指定する区域
 田村市大越町下大越字百目木沢一番十四の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第五百七十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年七月六日から同年十一月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年七月六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社辰巳屋

代表取締役 森岡 幸江

福島県福島市栄町五番一号

株式会社平和ビル

代表取締役 菅原 慎次

福島県福島市栄町八番一号

（変更後）株式会社辰巳屋

代表取締役 森岡 幸江

福島県福島市栄町五番一号

変更した年月日

平成二十九年九月一日

届出年月日

平成三十年六月二十七日

届出をした者

株式会社辰巳屋

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年七月六日から同年八月六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
株式会社イトーヨーカ堂 平店 福島県いわき市平六丁目六番地二
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第十条第一項の規定により、会津東部土地改良区が会津東部地区維持管理事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて、平成三十年六月二十一日認可した。

平成三十年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 二二八九号	南会津郡南会津町永田 字風下二五二五番一 地先から 同 郡同 町田島 字東荒井甲八六六番 二地先まで	変更前	A 九・〇〇 二〇・〇〇	二、六四三・〇
		変更後	B 二五・〇〇 一四三・〇〇	二、五九四・五
南会津郡南会津町永田 字風下二五二五番一 地		変更後	A 九・〇〇 二〇・〇〇	二、六四三・〇

先から

同 郡同 町田島

字東荒井甲八六六番二
地先まで

南会津郡南会津町永田
字風下二五二五番一
地先から

同 郡同 町田島

字東荒井甲八六六番二
地先まで

南会津郡南会津町字西
町甲四三八一番地先
から

同 郡同 町丹藤
字松ノ下六〇番一
地先まで

B 二一・五〇
九一・〇〇

二、五九四・五

C 一八・九〇
三六・五〇

一五九・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成三十年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後の の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道原町 海老相馬 線	南相馬市鹿島区北海老 字中堤四五番二地先 から 相馬市蒲庭字坂下二四 八番一地先まで	変更前	A 八・九〇 三一・四〇	三、一四五・八
		変更後	B 一一・〇〇 八五・〇〇	二、九二〇・〇
南相馬市鹿島区北海老 字中堤四〇番二地先 から		変更後	A 一五・四〇 三一・四〇	四九三・〇

福島県公安委員会

(道路計画課)

同 市鹿島区北海老 字釜舟戸一六七番一 地先まで
南相馬市鹿島区北海老 字中堤四五番二地先か ら
相馬市蒲庭字坂下二四 八番一地先まで
B 一・〇 四・五・六
二・九二〇・〇

福島県公安委員会告示第37号

風俗環境浄化協会等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次の指定団体から当該指定団体の事務所の所在地の変更について届出があった。

平成30年7月6日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

1 届出事項

名 称	事 務 所 の 所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
公益社団法人福島県防犯協会連合会	福島県福島市山下町5番28号	福島県福島市舟場町2番1号

2 変更年月日

平成30年4月3日

(生活安全企画課)

福島県公安委員会告示第38号

自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、次の指定団体から当該指定団体の住所の変更について届出があった。

平成30年7月6日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

1 届出事項

	住 所
--	-----

名 称	変 更 前	
	変 更 前	変 更 後
福島県自転車防犯登録推進協会	福島県福島市山下町5番28号（公益社団法人福島県防犯協会連合会内）	福島県福島市舟場町2番1号（公益社団法人福島県防犯協会連合会内）

2 変 更 年 月 日
平成30年4月3日

（生活安全企画課）